

# “人生が介護”になっている家族の SOSに気が付いて

**家**族への支援は要介護者を支える上で必要と叫ばれながら、歳月だけが流れていく印象は否めません。介護殺人という悲しい事件が後を絶たない現状で、ケアマネジャーができることを基本に立ち返って考えてみませんか。



取材協力 ▶ 湯原悦子さん ● 日本福祉大学社会福祉学部 教授（社会福祉学博士）

ゆはらえつこ

専門分野は司法福祉、研究テーマは主に介護殺人や介護心中の予防、介護者支援、高齢者虐待防止、再犯・再非行防止に必要な支援。「介護殺人の予防—介護者支援の視点から」クレス出版、2017年、「介護者セルフアセスメントシートの効果検証」日本認知症ケア学会誌 13(3)、627-644、2014年など、著書、論文多数。

——家族介護者への支援は、なぜ充実しない状況が続いているのでしょうか。どこに問題があるのでしょうか。

介護保険制度は要介護者の自立のための法律なので、家族介護者を支援することが目的ではありません。要介護者を支援することで、その人が元気になるれば家族も助かるでしょう、そういう発想で作られています。海外の場合は介護者支援の制度が別にあるなど、要介護者支援の視点と、介護者支援の視点の両方がありますが、日本にはありません。法制度そのものに介護者を支援する視点がないことが一番の問題点です。

一方で介護保険制度は「家の中で高齢者を見て、こまめにケアする存在=お嫁さん」を前提にして作られています。家族介護者の存在を前提にしているのに、介護者を支援する視点が薄いのです。しかも今、主たる介護者はお嫁さんである場合は少なくなり、ほとんどは高齢の配偶者や子どもです。高齢の配偶者は要介護者よりも支援が必要な方も多く、子どもは遠方に住んでいる場合が多いなど、主たる介護者は“常に一緒にいて何かあったときに気が付いて動ける人”ではなくなっています。ですが制度は相変わらずそのような人物像をまだ家族に期待しています。そこに非常に無理が起きているといえるでしょう。

無理の最たるものとして介護殺人が挙げられますが、事件は後を絶ちません（図1）。特に今、互助・共助が強調されていますが、介護殺人は互助・共助では、まず防げま

せん。介護殺人では、加害者は実は基本的に介護をよく頑張っていて、頑張っているけれども、力尽きて倒れてしまう方が多いのです。このような加害者には近所の方も「介護者倒れそうだな、大変だな」と思いつつも、介護に問題はなくSOSもないので声をかけるまでには至りません。近所の方は心配しながらも手を出さきかけがない状況が生じているんですね。ですので、このような互助・共助を頼りにしては、事件は防ぐことができないのです。

以上のように介護者支援を介護保険制度と互助・共助だけでカバーすることには無理がある現状が続いているので、介護保険制度下の役職であるケアマネジャーにも無理がかかっています。ケアマネジャーが要介護者の自立支援に集中することは法の趣旨にかなっていますが、法の中でケアマネに求められていることは、ケアプランを作成する際に介護者の視点を盛り込みましょうということなんですね。だから、ケアマネジャーは介護者支援をする職種かという、それは違います。要介護者を支援するなかで介護者支援をすることはあるけれども、ケアマネジャーは要介護者を抜きにして介護者を支援するわけにはいかないんですね。

だから介護者支援のための法制度が必要です。今年の3月に埼玉県でケアラー支援条例（図2）ができ、ケアラー連盟もどのように介護者支援条例を作るかに関するセミナーを開催していますので、全国的に展開していくとよいですよ。条例だけでなく国の法律として定める動きになればと期待しています。国が社会保障に力を入れる予算編成を